



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年 4月 3日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

個人事業税課税資料収集業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成20年 4月15日から平成20年 5月12日まで

(4) 入札方法

マイクロ複写及び引伸ばし1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026(235)7048

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年 4月10日 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎 302号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年 4月 9日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年 4月 3日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア東御店

東御市弥津1115-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

番号	変 更 前	変 更 後
1	174台	174台
2	113台	71台
合計	287台	245台

4 変更する年月日

平成20年11月19日

5 届出年月日

平成20年 3月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年4月3日から平成20年8月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営小諸御牧原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営小諸御牧原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年4月4日から5月2日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所及び佐久市役所

農地整備課

公告

県営八重原堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

2 工事の着手年月日

平成9年10月17日

3 工事の完了年月日

平成17年3月10日

農地整備課

公告

県営あづみ野地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営中山間地域総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成9年2月7日

3 工事の完了年月日

平成20年2月27日

農地整備課

公告

平成20年3月28日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

上田市における県営幸村の郷地区上洗馬換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成20年3月28日行いました。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画道路事業 3・4・9号橋場中央線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

佐久建設事務所(佐久市跡部65-1)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県佐久市中込三丁目、中込字横道、字狐塚及び字新町並びに平賀字新町地内

(2) 使用の部分

長野県佐久市中込字横道、字狐塚及び新町地内

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・5・4号北天神町古吉町線

2 施行者の名称

長野県

- 3 事務所の所在地
上田建設事務所(上田市材木町1-2-6)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県上田市御所字糠田、字稗田、字横堰、字上辻及び字中満丁並びに諏訪形字新井、字中村及び字西海道地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年4月3日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画事業の種類及び名称
飯山都市計画道路事業 3・5・10号中央橋線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
飯山建設事務所(飯山市大字静間字町尻1340-1)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県飯山市大字飯山字肴町、字本町及び字愛宕町地内
 - (2) 使用の部分
長野県飯山市大字飯山字肴町地内

都市計画課

公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年4月3日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理事

新任

氏名 住所
武居 幸男 塩尻市大字長畝196番地

退任

氏名 住所
保高 直樹 塩尻市大字長畝204番地

農地整備課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成20年4月3日

長野県長野地方事務所長 轟 好人

理事

新任

氏名 住所
荒井 貞人 千曲市大字倉科828番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月3日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

- 1 許可番号 平成19年7月19日
長野県上伊那地方事務所指令19上伊地建第11-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西箕輪2148-172の内、2148-173の内、2148-174の内、2148-197の内、2148-198の内、2148-199の内、2148-200の内、2148-804の内、2148-809の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市伊那部3050
伊那市土地開発公社 理事長 小坂 壺男

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年4月3日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 許可番号 平成17年4月22日
長野県指令16建第8-25号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高4422、4423、4424(第2工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科南穂高4422
株式会社まるたか 代表取締役 高橋 秀生

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月3日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県近代化遺産（建造物等）総合調査業務委託

(2) 役務の特質

長野県近代化遺産（建造物等）総合調査委員会と連携を持ちながら、長野県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書に掲載する各物件の調査をし、報告書を作成する。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年3月19日まで

(4) 履行場所

長野県内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内の建造物に精通している必要があることから、県内に本店又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付、交付期間及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送による交付は受け付けません。

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から平成20年4月11日までの、日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課

電話 026(235)7441

4 入札手続等

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年4月16日 午後3時

イ 場所 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年4月14日午後5時までに上記3の(3)場所に持参又は郵送により提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

文化財・生涯学習課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成20年4月3日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種類、検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	平成20年7月6日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に 危険のある場所における負傷等の事 故が発生した場合における応急の措 置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に 危険のある場所における負傷等の事 故が発生した場合における応急の措 置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務(2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成20年6月2日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成20年6月13日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報とは、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手續の開始を決定しました。

平成20年4月3日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

松本市長

2 事業の種類

市道5005号線道路改良事業

3 収用の裁決手續の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所 在	地番	地目	地 積 等			土地所有者の住所及び氏名
			登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の地積等	
松本市 南原 二丁目	5277 番3	宅地	437.15 m ²	437.15 m ²	274.07 m ² 一筆の土地の一部	松本市南原二丁目23番1号 ランドマーク4D 岩佐基樹

4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

所在	地番	土地に関して権利を有する関係人の住所及び氏名	権利の種類
松本市 南原 二丁目	5277 番3	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社りそな銀行 代表取締役 石村 等	抵当権
		愛知県名古屋市中区東新町1番地 中部電力株式会社 代表取締役 三田 敏雄	土地賃借権及び土地 使用借権
		東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 東日本電信電話株式会社 代表取締役 高部 豊彦	土地使用借権

5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年3月25日

企画課土地対策室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月3日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

倉島 明一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度特会千曲川流域下水道事業汚泥処分業務委託（長野市赤沼・真島2-(2)消化脱水汚泥484トン、未消化脱水汚泥697トン及び珪砂10トン（予定数量）

(2) 役務の特質

下水汚泥（消化脱水汚泥、未消化脱水汚泥及び珪砂）のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成20年4月22日から平成21年3月27日まで

(4) 下水汚泥発生場所

ア 消化脱水汚泥及び未消化脱水汚泥

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

イ 珪砂

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業（焼成）の許可を受けた者であること。

- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成20年4月3日から平成20年4月9日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年4月21日 午後2時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年4月18日 午後5時（必着）

イ 場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書

に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月3日

長野県松本養護学校長 松崎 泉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

47人乗り2WD中型バス 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成20年7月11日

(4) 納入場所

長野県松本養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入

札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字今井1535

長野県松本養護学校

電話 0263(59)2234

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年4月15日(火) 午後2時

イ 場所 長野県松本養護学校 会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

特別支援教育課